

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第4次点検]
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	5
第2	公園計画の変更	15
1	変更理由	15
2	基本方針の変更内容	16
3	規制計画の変更内容	19
	(1) 保護規制計画及び関連事項	19
	ア 面積内訳	19
4	事業計画の変更内容	21
	(1) 施設計画	21
	ア 利用施設計画	21
	(ア) 集団施設地区	21
	(イ) 単独施設	29
	(ウ) 道路	30
	(エ) 運輸施設	31
5	参考事項	36

第1 公園区域の変更

1 変更理由

今回の第4次点検において区域の変更は行わないが、「指定理由」及び「地域の概要」について、前回点検（平成15年実施）時からの情勢変化等を踏まえた修正を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>1 <u>十和田八幡平国立公園の指定理由</u></p> <p>(1) <u>景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u></p> <p><u>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。両地域ともに火山活動の活発な地域で、オオシラビソの原生林に覆われた火山地形や湿原など多様な自然景観及び温泉の湯治場などの人文景観が特徴的である。</u></p> <p><u>「十和田八甲田地域」は、湖と火山に代表される景観を有している。標高約400mの山上に深く青い水をたたえる十和田湖は十和田火山の二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖で、中央部の中湖火口には水深327mの最深部がある。湖を取り巻き周囲の外輪山には火山の活動によって堆積した地層や溶岩ドームなどの顕著な火山地形を観察することができる。十和田湖から流れ出す奥入瀬川は、苔むす岩を洗い、両岸からの滝と合流しながら、深い自然林の中を流れており、優れた溪流美をもつ奥入瀬溪流として名高い。十和田湖の北側には、火山活動によって形成された八甲田があり、大岳（標高1,552m）を中心とする北八甲田火山群と櫛ヶ峰（1,517m）を中心とする南八甲田火山群から成り立っている。</u></p>	<p>十和田八甲田地域は、カルデラ湖として知られる十和田湖、そこから流れる奥入瀬溪流、南北八甲田火山群等から成る地域を公園区域とし、その現況及び特性は概ね以下のとおりである。</p>

「八幡平地域」は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有している。最高峰の岩手山（標高 2,038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高 1,200m～1,600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。

本国立公園の風景形式は、火山連峰、カルデラ湖、原生的な自然林及び峡谷である。これらは、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の人文景観等）を有する。

本国立公園は、二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖である美しく静謐な十和田湖、八甲田及び八幡平をはじめとする火山連峰及びそれらと一体となった雄大な自然林、優れた溪流美を持つ奥入瀬溪流の傑出性が高いことから、我が国を代表する自然の風景地である。

(2) 規模（区域面積が原則として 3 万 ha 以上）

本国立公園の区域面積は 85,534 ha（十和田八甲田地域 45,060 ha、八幡平地域 40,474 ha）である。

(3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上）
本国立公園の原生的な景観核心地域は、八甲田、八幡平、岩手山及

び秋田駒ヶ岳に代表される主要な火山の火口及び山稜部並びに二重カ
ルデラ湖である十和田湖周辺であり、その区域面積は31,012ha（十和
田八甲田地域22,812ha、八幡平地域8,200ha）を超える。

（４）利用（多人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、山岳地域の登山、湿原や湖周辺の自然探勝、
ドライブ、湖における遊覧船及び温泉入浴など体験型や周遊型の利用
が公園指定当時から続く利用形態である。また、新幹線等によるアク
セスも比較的良好で、利便性に富んでいる。

本国立公園は、十和田八甲田地域を昭和11年2月1日に指定し、昭和
31年7月10日に八幡平地域を追加指定している。

以上より、「国立公園及び国立公園の候補地の選定及び指定について」
（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号 環境省自然環境局長
通知）の別添「国立公園及び国立公園の候補地の選定及び指定要領」の
うち「1 国立公園及び国立公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満
たしている。

また、本国立公園は「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息
づく火山と奥山の湯治場」をテーマとし、火山活動によって形作られた
豊かな自然と湯治等の文化を感じられる国立公園として、風致景観の保
全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア <u>地形、地質</u></p> <p>十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する八甲田連峰が形成されたものである。</p> <p>十和田湖は、約3,000万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約1,000万年前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができ、さらに湖の北北東約20キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬溪流に沿った断崖の地層を形づくっている。</p> <p>その後、約10万年前に今の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。</p> <p>さらに、湖の南東部に新しい火山ができて、それが爆発、崩壊、陥没し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部である。</p> <p>さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア <u>地形地質</u></p> <p>十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができて、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する南八甲田連峰、北八甲田連峰が形成されたものである。</p> <p>十和田湖は、約3,000万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約1,000万年くらい前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができ、更に湖の北北東約20キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬溪流に沿った断崖の地層を形づくっている。</p> <p>その後、約10万年ほど前にいまの湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。</p> <p>さらに、湖の南東部に新しい火山ができて、それが爆発、崩壊、陥没し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部である。</p> <p>さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。</p>

<p>十和田湖の湖面は標高400メートル、深さ334メートル、湖面積59平方キロメートルのほぼ正方形に近い形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で水の色を示すフオーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。</p> <p>八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田、櫛ヶ峯（1,516.6メートル）を主峰とする南八甲田から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めに活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。</p> <p>これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。</p> <p>奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。</p> <p>城ヶ倉渓谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。</p> <p>池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして鶯沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる鶯七沼があり、赤沼は水の色を</p>	<p>十和田湖の湖面は標高400メートル、深さ334メートル、湖面積59平方キロメートルのほぼ正方形にちかい形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色でフオーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。</p> <p>八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田連峰、櫛ヶ峯（1,516.5メートル）を主峰とする南八甲田連峰から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。</p> <p>これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。</p> <p>奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。</p> <p>城ヶ倉渓谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。</p> <p>池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして鶯沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる鶯七沼があり、赤沼はフオーレ</p>
<p>十和田湖の湖面は標高400メートル、深さ334メートル、湖面積59平方キロメートルのほぼ正方形に近い形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で水の色を示すフオーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。</p> <p>八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田、櫛ヶ峯（1,516.6メートル）を主峰とする南八甲田から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めに活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。</p> <p>これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。</p> <p>奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。</p> <p>城ヶ倉渓谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。</p> <p>池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして鶯沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる鶯七沼があり、赤沼は水の色を</p>	<p>十和田湖の湖面は標高400メートル、深さ334メートル、湖面積59平方キロメートルのほぼ正方形にちかい形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色でフオーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。</p> <p>八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田連峰、櫛ヶ峯（1,516.5メートル）を主峰とする南八甲田連峰から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。</p> <p>これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。</p> <p>奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。</p> <p>城ヶ倉渓谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。</p> <p>池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして鶯沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる鶯七沼があり、赤沼はフオーレ</p>

<p>示すフォーレル1号で、その藍色は我が国随一である。</p> <p>温泉は、八甲田地区に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、葛などがある。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高約900メートルまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約900メートルから1,400メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約1,400メートルから上の高山植物帯に分けられる。</p> <p>八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、<u>北八甲田</u>中腹に生育するアオモリトドマツ、葛温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。</p> <p>このほか、南八甲田の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。</p> <p>その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。</p> <p>(ア) 沢通り帯</p> <p>湿った土地に生育し、<u>標高約200メートルから沢沿い</u>にかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬溪流、葛川、黄瀬川、十和田湖の周辺など</p> <p>※高木 — シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど</p> <p>※低木 — エゾアジサイ、タニウツギなど</p> <p>※草本 — リョウメシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、エンレイソウなど</p>	<p>ル1号の水色で、その藍色は我が国随一である。</p> <p>温泉は、八甲田地域に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、葛などがある。</p> <p>イ 植生</p> <p>十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高900メートルくらいまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約900メートルから1,400メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約1,400メートルから上の高山植物帯に分けられる。</p> <p>八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、<u>八甲田連峰</u>中腹に生育するアオモリトドマツ、葛温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。</p> <p>このほか、南八甲田<u>連峰</u>の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。</p> <p>その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。</p> <p>(ア) 沢通り帯</p> <p>湿った土地に生育し、<u>標高200メートルくらいから沢沿い</u>にかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬溪流、葛川、黄瀬川、十和田湖の周辺など</p> <p>※高木 — シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど</p> <p>※低木 — エゾアジサイ、タニウツギなど</p> <p>※草本 — リョウメシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、エンレイソウなど</p>
---	---

<p>(イ) ブナ帯</p> <p>標高約 300 メートルから約 900 メートルのブナによって代表される地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など</p> <p>※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど</p> <p>※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌガヤなど</p> <p>※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど</p> <p>(ウ) 亜高山帯</p> <p>標高約 900 メートルから約 1,300 メートルまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。</p> <p>(i) 針葉混交樹林帯</p> <p>※高木 — アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど</p> <p>※低木 — タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど</p> <p>※草本 — シラネアオイ、サンカヨウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど</p> <p>(ii) 針葉樹林帯</p> <p>※高木 — アオモリトドマツ、コメツガなど</p> <p>※低木 — ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど</p>	<p>(イ) ブナ帯</p> <p>標高約 300 メートルくらいから約 900 メートルくらいのブナによって代表される地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など</p> <p>※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど</p> <p>※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌガヤなど</p> <p>※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど</p> <p>(ウ) 亜高山帯</p> <p>標高約 900 メートルくらいから約 1,300 メートルくらいまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。</p> <p>(i) 針葉混交樹林帯</p> <p>※高木 — アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど</p> <p>※低木 — タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど</p> <p>※草本 — シラネアオイ、サンカヨウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど</p> <p>(ii) 針葉樹林帯</p> <p>※高木 — アオモリトドマツ、コメツガなど</p> <p>※低木 — ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど</p>
--	--

<p>※草本 — ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマ スミレなど</p> <p>(iii) 湿地帯</p> <p>※水生植物 — ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタス ゲ、ミズバショウなど</p> <p>※水中植物 — ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシロ、ホンバ ノタマミクリなど</p> <p>(エ) 高山帯</p> <p>標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯で、八甲田連峰の稜線、 山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。</p> <p>※低木類 — ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キヤラボク など</p> <p>※高山植物 — アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、 イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、 ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シ ナノキンバイなど</p> <p>この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線（津軽 海峡を東西に走る）に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物 の種類も多く興味のある地域となっている。</p> <p>※哺乳類 — ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスな ど</p> <p>※鳥類 — (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど</p>	<p>※草本 — ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマ スミレなど</p> <p>(iii) 湿地帯</p> <p>※水生植物 — ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタス ゲ、ミズバショウなど</p> <p>※水中植物 — ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシロ、ホンバ ノタマミクリなど</p> <p>(エ) 高山帯</p> <p>標高約 1,400 メートルく<u>らい</u>から上の高山植物帯で、八甲田連峰の 稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。</p> <p>※低木類 — ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キヤラボク など</p> <p>※高山植物 — アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、 イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、 ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シ ナノキンバイなど</p> <p>ウ 動物</p> <p>この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線（津軽 海峡を東西に走る）に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物 の種類も多く興味のある地域となっている。</p> <p>※哺乳類 — ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスな ど</p>
--	---

<p>(水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど (低木帯) アオジ、ウグイス、ミンサザイ、メボソなど (高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジユウガなど (崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど</p> <p>※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど (河川) イワナ、ヤマメなど</p> <p>※その他 — 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。</p>	<p>※鳥類 — (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど (水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど (低木帯) アオジ、ウグイス、ミンサザイ、メボソなど (高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジユウガなど (崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど</p> <p>※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど (河川) イワナ、ヤマメなど</p> <p>※その他 — 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。</p>
<p>ウ 自然現象</p> <p><u>十和田八甲田地域は、標高 1,200m～1,500m 級の山座 19 座の八甲田連峰と、大型の二重カルデラ湖の十和田湖及び十和田湖より流下する奥入瀬溪流が景観の中心をなしている。酸ヶ湯、地獄沼、ふかし湯は、強酸性で、噴気、噴湯などの火山現象が活発である。</u></p>	<p>エ 文化景観</p> <p><u>活発な火山活動を背景に、城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、鶯などの温泉があり、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んで、酸ヶ湯などは古くから湯治場として多くの利用者に親しまれてきた歴史があり、長期滞在型の利用の場として、独特の温泉風景を醸し出しており貴重な文化景観となっている。</u></p> <p>また、十和田湖畔は、室町時代以前から修験者の修行場として知られ、江戸時代には南部藩の霊場として発展し、北東北の水神信仰に支えられてきた伝説と歴史のある十和田神社がある。また、十和田湖伝説として名前が語り継がれている南祖の坊は、熊野から十和田湖畔に来て、77 日の荒行を積んでいた。南祖の坊は大蛇である八郎太郎に見</p>

入られて困っている美女に助けを求められたが、修行中である心は動かず、その後、彼女は田沢湖の主となった田鶴子であると言われている。荒行を終えた南祖の坊は大蛇と対峙し、大蛇が逃げる際の血がついた所が赤くなったのが十和田湖の五色岩、南祖の坊が御袈裟衣を掛けた場所が占いで、今もその景観は保たれている。また、大蛇が湖を作る際に十箇所から流れる水を止めたことから、十和田湖とも言われている。

(2) 利用の現況

十和田八甲田地域は、大型の二重カルデラの雄大な十和田湖、溪流美の奥入瀬溪流、樹氷と高山植物に飾られる八甲田連峰など、豊かな自然を存分に味わうことができる。また、登山道、自然探勝路が多く、登山口には駐車場、トイレ、園地等の施設が整備されており、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用者が多い。城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、鶯などでは温泉利用も盛んで、平成27年は、十和田八幡平国立公園には約200万人の利用者が訪れている。

また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要な観光地（弘前、八戸）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は、国有地 40,627ha、公有地 663ha、私有地 3,770ha の計 45,060ha であり、公園全体に占める割合は国有地が大きい。

イ 人口及び産業

(2) 社会経済的背景

ア 人口、産業等の概要

(ア) 人口（公園昭和51年度）

青森県内は 1,043 人（青森市 43 人、十和田湖町 967 人、平賀町 33 人）、秋田県内は 312 人（鹿角市 6 人、小坂町 306 人）である。ただし、シーズン中（5月～10月）は旅館、売店等の従業員で約 1,000 人増となる。

(イ) 産業（公園関係事業を除く）

発電所	— 東北電力十和田発電所	31,000kw/H
	” 鶯発電所	2,300kw/H
農林業	— 牧野	約 1,800ha
漁業	— 十和田湖におけるヒメマス養魚事業	

イ 各種地域指定 権利制限関係

(ア) 文化財 特別名勝天然記念物、十和田湖及び奥入瀬溪流（昭

本地域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。(平成 27 年国勢調査から引用)。国立公園とかかわりの深い産業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられる。

県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口 (人)
青森県	青森市	118,279	287,622
	黒石市	11,771	34,293
	十和田市	25,509	63,454
	平川市	10,130	32,130
秋田県	鹿角市	11,509	32,057
	小坂町	2,168	5,342

立 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県青森市地内	6,729.75	昭 36.6.28
	青森県黒石市地内	253.96	昭 34.1.24
			他
	青森県十和田市地内	16,469.04	昭 36.1.31
			昭 46.3.12
	秋田県鹿角市地内	372.85	昭 35.2.23
	秋田県鹿角郡小坂町地内	3,248.35	大 6.7.17

27.3.29)

- (イ) 鳥獣保護区 十和田 (大 9.8.7 及び昭 48.10.9)
- (ウ) 鉱区禁止地域 十和田 8324.5ha (昭和 39.5.29)

ウ 公園利用者数

年 \ 県	青森県側	秋田県側
48	2,327 千人	1,603 千人
49	2,455	1,500
50	2,062	1,496
51	1,938	1,391
52	2,344	1,297

青森県と秋田県と統計で重なる分がある。

土砂流出防備	青森県黒石市地内	813.68	大 11.5.31
	他		
	青森県平川市地内	3,131.93	大 11.5.31
	他		
	秋田県鹿角市地内	41.20	平 9.6.13
	青森県平川市地内	37.49	昭 46.3.29
	青森県青森市地内	6,065.27	昭 57.1.9
	青森県黒石市地内	513.63	大 11.5.31
	他		
	青森県十和田市地内	6,850.19	昭 56.9.17
	昭 58.12.12		
	青森県平川市地内	1,266.95	大 11.5.31
他			
秋田県鹿角市地内	92.39	平 6.10.6	
秋田県鹿角郡小坂町地内	2,621.62	昭 54.10.17	
青森県十和田市地内	102.66	明 30年以前	
風致			
(イ) 鳥獣保護区 (国指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月 日
十和田鳥獣保護区	青森県青森市、十和田市、平川市、秋田県鹿角郡小坂町地内	37,674 (うち特保 19,366)	大 9.8.7 (狩 猟法) 昭 28.10.10

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定特別名勝	十和田湖および奥入瀬溪流	青森県十和田市、秋田県鹿角郡小坂町地内	昭27.3.29
国指定天然記念物	十和田湖および奥入瀬溪流	青森県十和田市、秋田県鹿角郡小坂町地内	昭27.3.29

※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。

(エ) 鉱区禁止地域

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
鉱区禁止地域	青森県十和田市地内	8,324.5	昭39.5.29

第2 公園計画の変更

1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。本公園のテーマは「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」である。

今回の4次点検においては、前回点検（平成15年実施）時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、単独施設や歩道の追加等、必要な変更を行うものである。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 1：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p><u>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。</u></p> <p><u>本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。</u></p> <p><u>以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。</u></p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 保護規制計画</p> <p><u>現行の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。</u></p>	<p>I. 公園計画変更に係る基本方針</p> <p>本地域の公園計画の変更は、社会情勢の変化にともなう国民の要望に応じ、保護計画の強化、自然景観のすぐれた隣接地域の公園への編入を行うとともに、利用計画については、奥入瀬溪流保護のためのバイパス道路を追加する他、利用現況をふまえて必要な手直しを行う。</p> <p>1. 保護計画の変更方針</p>

<p>(ア) 特別保護地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特に自然性が高く傑出した景観を有する山岳地と当該地に包含される湖沼、湿原、火山現象地帯等を特別保護地区とし厳正な保護を図る。</u> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特別保護地区に準ずる景観を有し、特異な火山現象・植生・地形地質に優れた景観を形成している地域等で、現在の景観を極力保護することが必要な地域</u>を第1種特別地域とする。 <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主要な利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形地質の露出地、溪流沿い、展望地点や主要道路（車道及び歩道）からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。</u> <p>(エ) 第3種特別地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記の地域以外で一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林及び牧野を主体とした地域等を第3種特別地域とする。</u> 	<p>(ア) 特別保護地区</p> <p>十和田湖に突出する御倉、中山の両半島、U字渓谷である奥入瀬溪流、アオモリトドマツ、ハイマツや高山植物、高層湿原などを包含する南・北八甲田連邦、十和田カルデラ内壁の北部を特別保護地区とし厳正な保護を図る。</p> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <p>十和田湖及び十和田カルデラ内壁の大部分、ブナの原生林に覆われた蔦沼、赤沼などの蔦七沼、猿倉温泉周辺域石英粗面岩の柱状節理の発達する城ヶ倉溪谷を第1種特別地域とする。</p> <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <p>北八甲田東北麓の田代高原、南八甲田横岳、南沢岳、下岳の山腹、黄瀬川上流域、甚右工門沢上流域、白地山西北部、十和田山南・北部及び主要利用拠点、車道沿線等を第2種特別地域とする。</p> <p>(エ) 第3種特別地域</p> <p>北八甲田山麓部、奥入瀬溪流から南八甲田にかかる地域、養老沢流域及び十和田カルデラ外壁等、ある程度牧野改良、森林施策等が行われている地域を第3種特別地域とする。</p> <p>(オ) 普通地域</p> <p>田代平北部、荒川上流域、冷水沢上流域、甚右工門沢中流域及び十和田カルデラ外壁南部等で開墾、牧野改良、造林事業等が積極的に行われている地域が、普通地域とする。</p> <p>2 利用計画の変更方針</p> <p>(ア) 車道については奥入瀬溪流の保護、シーズン中の混雑緩和のためのバイ</p>
<p>(ア) 特別保護地区</p> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <p>(エ) 第3種特別地域</p> <p>(2) 施設計画</p> <p>ア 利用施設計画</p> <p>(ア) 集団施設地区</p>	<p>2 利用計画の変更方針</p> <p>(ア) 車道については奥入瀬溪流の保護、シーズン中の混雑緩和のためのバイ</p>

<p>・快適な公園利用の拠点となる現存する地域のうち、<u>適正な利用を推進するために特に重要な地域について区域を定め、整備方針に基づき施設を総合的に整備する集団施設地区を定めること</u>で、特定の地域に施設が偏在しないようにする。</p> <p>(イ) <u>単独施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用実態から見て必要である施設または現存し、公園利用に用いられている施設について、事業執行の可能性や整備による風致景観への支障がないことを確認のうえ、適切な施設の計画を定める。</u> <p>(ウ) <u>道路（車道）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>十和田八甲地域の利用特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として公園利用地点への連絡、公園の主要利用地点相互間の連絡、車窓または車道沿線の特定地点からの景観鑑賞のいづれかの機能を有する車道で現存し、利用されているものを定めるものとする。なお、奥入瀬溪流の保護とシーズン中の混雑緩和のためにバイパス路線を新設する。</u> 	<p>パス路線を新設する。</p> <p>(イ) 集団施設地区については青森県休屋に隣接する秋田県休平地区を休屋集団施設地区に編入する。</p> <p>(ウ) 歩道、単独施設については利用現況に応じ必要な手直しを行う。</p>
<p>(エ) <u>道路（歩道）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>整備による風致景観への支障のないことを確認のうえ、現存する歩道を中心として多彩な登山道を活かしつつ、手軽に原生的な自然や活火山現象を楽しむための歩道を計画するとともに、十和田信仰を体感する歩道を計画する。</u> <p>(オ) <u>運輸施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用拠点間の連絡、十和田湖の湖上探勝及び北八甲田連峰への到達等の機能を有する自動車運送施設、係留施設、船舶運送施設及び索道運送施設について、現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を定める。</u> 	<p>(エ) 船舶運送施設については十和田湖における航路、起終点を明らかにする。</p>

3. 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表2：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)		
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私					
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私	国	公
青 森 県	土地所有別面積	9,686	217	0	7,245	120	8	7,477	147	1,069	7,313	149	1,213	2,568	13	1,133	34,289	646	3,423	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)				7,373 (16.4)			8,693 (19.3)			8,675 (19.3)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)	9,903 (22.0)												24,741 (54.9)						—	—	—	
	地域別面積 (比率)	34,644 (76.9)												3,714 (8.2)			38,358 (85.1)			—	—	—	
秋 田 県	土地所有別面積	388	0	0	5,085	12	51	592	4	89	104	1	9	169	0	198	6,338	17	347	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)				5,148 (77.5)			685 (1.5)			114 (0.3)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)	388 (0.9)												5,947 (13.2)						—	—	—	
	地域別面積 (比率)	6,335 (14.1)												367 (0.8)			6,702 (14.9)			—	—	—	
合 計	土地所有別面積	10,074	217	0	12,330	132	59	8,069	151	1,158	7,417	150	1,222	2,737	13	1,331	40,627	663	3,770	—	—	—	
	地種区分別面積 (比率)				12,521 (27.8)			9,378 (20.8)			8,789 (19.5)									—	—	—	
	地域地区別面積 (比率)	10,291 (22.8)												30,688 (68.1)						—	—	—	
	地域別面積 (比率)	40,979 (90.9)												4,081 (9.1)			45,060 (100.0)			—	—	—	
合計(陸域・海域)																		45,060			—	—	—

(注) 十和田湖の面積について

- ・十和田湖の面積は61.1 km² (6,110ha) であるが、公園計画書では59.73 km² (5,973ha) で計上されている。
- ・十和田湖の面積確定に伴い、青森県十和田市に計上されていた面積5,973haを十和田市と小坂町に分けて計上したもの。(十和田湖の面積割合は、十和田市6割・小坂町4割)

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

酸ヶ湯湯集団施設地区を、次のとおり変更（従来の整備計画区の区割りを削除）する。

(表4：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
1	酸ヶ湯	青森県青森市内 国有林青森 森林管理署 253林班の 一部 青森県青森市 大字荒川の 一部	本地区は、北八甲田の西麓に位置し、ブナやアオモリトドマツ等の自然林に覆われるとともに、地獄沼をはじめ各所に温泉湧出や噴気等の後火山現象が見られる等優れた自然景観を呈している。また、古くから湯治場として知られており、国民保養温泉地にも指定されている。 利用形態は、温泉、登山、春スキー等その他、青森鹿角線道路(車道)沿いにあるため自動車利用者による休憩も多い。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、八甲田地区の最大の利用拠点として、宿舎、野営	酸ヶ湯	当地区においては、湯治場としての雰囲気や地獄沼、ふかし湯等の火山現象や湿原等の自然景観を損なわないように配慮しつつ、休憩利用にも対応できる宿舎、浴場、食堂・売店、駐車場等の既存施設を維持するとともに、北八甲田への登山口として、酸ヶ湯インフォメーションセンターの休憩場所の充実や酸ヶ湯キャンプ場を再整備する。 また、隣接する東北大学高山植物実験所付帯の植物園と連携を図ることで、利用面の充実に図る。 なお、施設の整備に当たっては、酸ヶ湯インフォメーションセンターにおいて提供するサービスの向上を図るための検討を行うとともに、展示等の改修に併せて休憩場所の充実等の整備を行う。また、酸ヶ湯キャンプ場の再整備を行い、オートキャンプサイトの増設及びユニバーサルデ	38.7

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)												
			<p>場等を有機的に配置するよう計画するものとする。</p> <p>整備にあたっては、これらの良好な自然景観の保全に留意するとともに、湯治場としての雰囲気を持しつつ、宿舎等を適切に維持管理し、また、公園利用者の自然とのふれあいを充実に配慮する。</p>		<p>ザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。</p>													
					<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>公</td> <td>私</td> </tr> <tr> <td>37.9</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">面積計</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">38.7</td> </tr> </table>	国	公	私	37.9	0.6	0.2	面積計			38.7			
国	公	私																
37.9	0.6	0.2																
面積計																		
38.7																		

休屋集団施設地区を、次のとおり変更（従来の整備計画区の区割りを削除）する。

（表5：集団施設地区表）

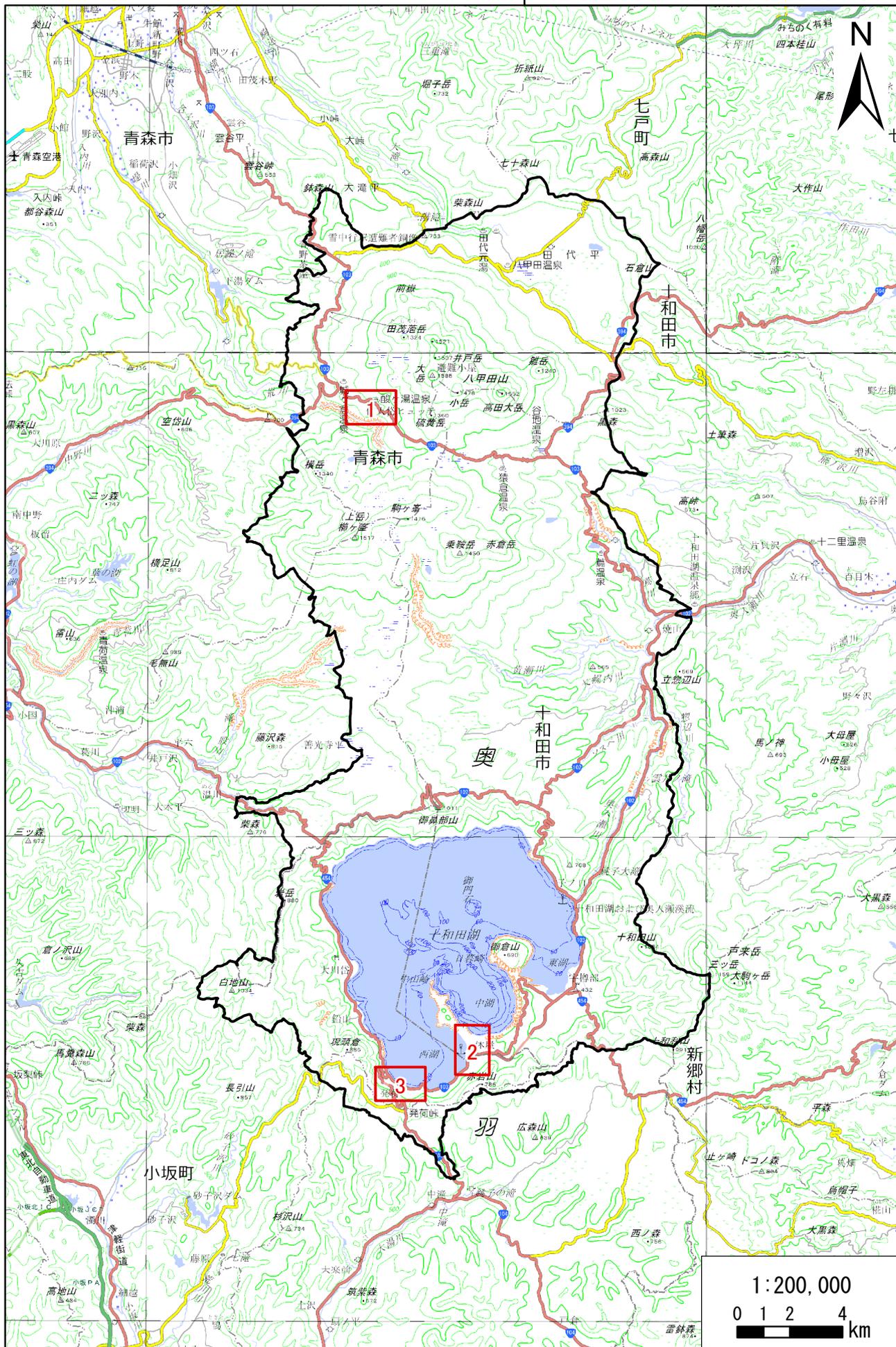
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
2	休屋	青森県十和田市内 国有林三八上北 森林管理署 66 林班の一部 青森県十和田市字 奥瀬の一部 秋田県鹿角郡小坂 町内 国有林米代東部 森林管理署 3081 林班の一部 秋田県鹿角郡小坂 町字十和田湖の 一部	青森、秋田両県にまたがる十和田湖畔南部の中山半島の基部に位置する平坦な扇状地で、周囲はブナを主とする落葉広葉樹の自然林となっている。 旅館、売店等が集中し、博物館施設、駐車場、園地等が整備され、バス、遊覧船の発着地点にもなっている。 今後も、十和田湖畔の利用拠点として、また、十和田八甲田地域の利用拠点としての取り組みを進める場所として、宿舍、園地、博物館展示施設、駐車場、運輸施設等を中心に計画し、近年盛んとなっているガイドツアーなどの体験観光にも対応できるようにする。	休屋	当地区においては環境省所管地が多く、南部側に位置するビジターセンターや遊覧船発着地点を中心に、引き続き利用拠点としての機能の充実にを図るとともに、遊覧船発着場所の前面に位置する園地においては、利用者が休憩できるよう再整備する。地区内においても利用状況を踏まえ、歩道、看板、便所等を再整備する。 また、北部は御前ヶ浜、十和田神社等の興味地の入口にあたるため、既存の駐車場を維持するとともに、駐車場の周辺には多目的な利用に対応できるように、芝生広場等の整備を検討する。 なお、神社参道沿いの杉並木は可能な限り保存し、周囲を含めて自然景観の維持に努める。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインへの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	42.4
面積計						私
国						29.9
公						0.0
面積計						42.4

生出集団施設地区を、次のとおり変更する。

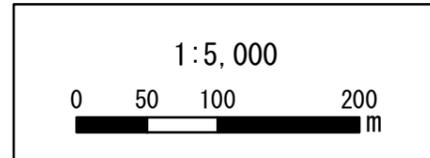
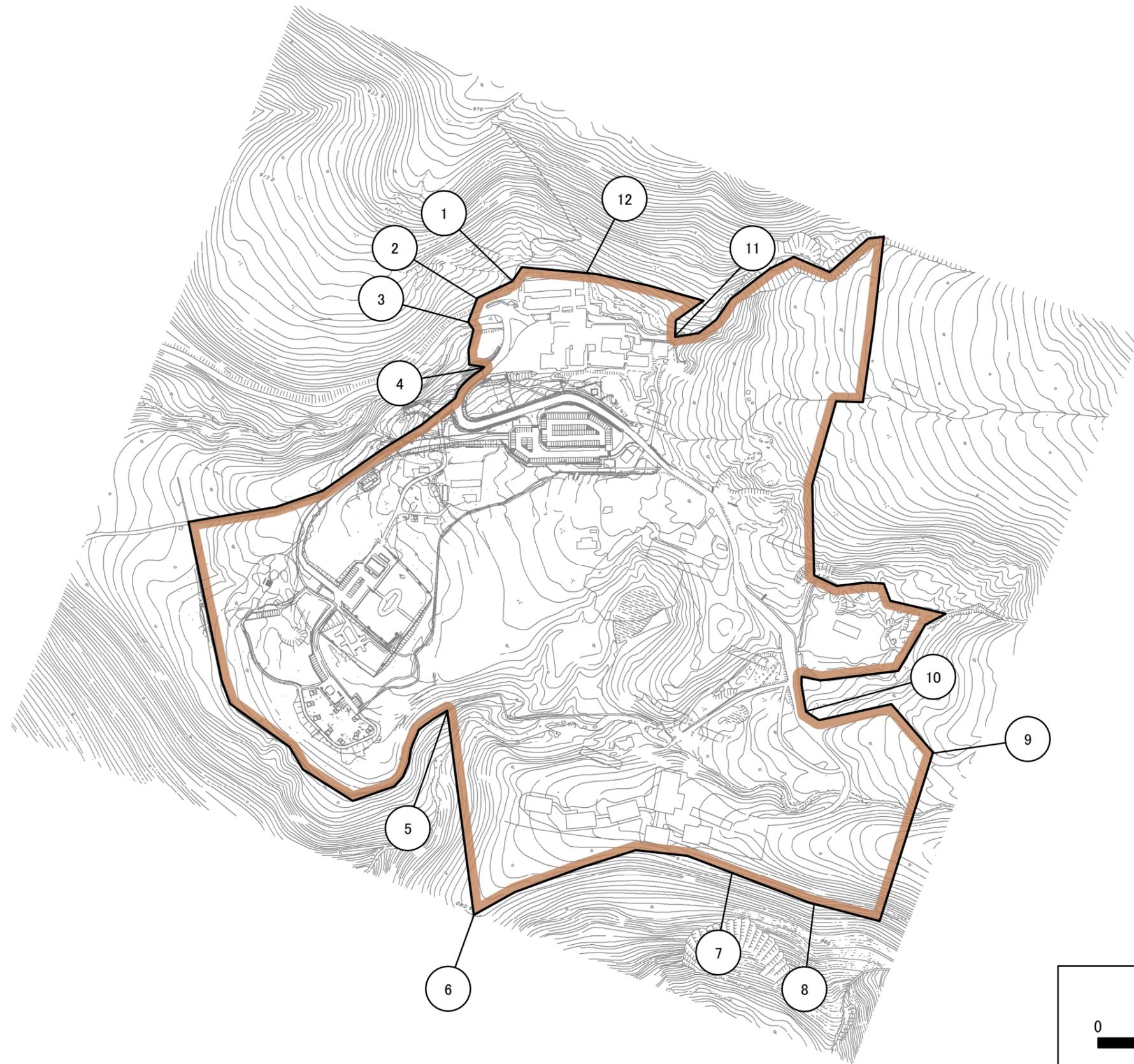
(表6：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
3	生出	秋田県鹿角郡 小坂町内 国有林米代 東部森林管 理署 3082 林班の 一部	本地区は、十和田湖の南西岸に位置する湖岸に沿った細長い平坦地で、ブナ、トチノキ等の自然林で覆われ、南八甲田等の展望に優れている。 また、青森鹿角線道路（車道）により青森市、小坂町等と結ばれている。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、十和田湖畔の自然探勝、保養の基地として計画するものとする。	生出	十和田湖への導入部として、また湖畔探勝のための基地として、既存の野営場を維持するとともに、園地の整備を検討する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	18.7
面積計						
				国	公	私
				18.7	0.0	0.0
面積計						
						18.7

集団施設地区計画変更図位置図



区域線凡例	
① - ②	道路敷 (含む) 界
② - ③	図上確定界
③ - ④	土地所有別界 (国・私)
④ - ⑤	土地所有別界 (環境省)
⑤ - ⑥	図上確定界
⑥ - ⑦	道路敷 (含む) 界 (歩道)
⑦ - ⑧	図上確定界
⑧ - ⑨	林班界
⑨ - ⑩	道路敷 (含む) 界
⑩ - ⑪	土地所有別界 (環境省)
⑪ - ⑫	小班界
⑫ - ①	土地所有別界 (環境省)



告示年月日	
告示番号	

